機密性２情報
事　務　連　絡
平成３０年７月２０日

三重県土地家屋調査士会
会長　　池　畑　信　也　殿

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）　大　築　　誠

土地閉鎖登記簿の電子化に伴う謄抄本等の事務の取扱いについて（依頼）

平素は，登記行政の円滑な運営等に対して，格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，当局伊賀支局の管内全域について，土地閉鎖登記簿の電子化を完了したことから，本年７月３０日（月）から土地閉鎖登記簿謄抄本等の事務の取扱いを下記のとおり変更いたします。

ついては，この旨を貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。

記

１　土地閉鎖登記簿の謄抄本の交付

電子化した土地閉鎖登記簿の情報をＡ４判の用紙に印刷し，これに登記官が認証文を付したものを交付する。

２　土地閉鎖登記簿の閲覧

土地閉鎖登記簿の閲覧に代えて，電子化した同登記簿の情報をＡ４判の用紙に印刷したものを交付する（登記官の認証文はなし。同用紙の返還は不要）。